

せいそう 労働者 速報

2020年6月19日
No. 1152
東京清掃労働組合
企画・総務局

2020年度夏季手当（第2回）団体交渉

夏季一時金、現行の条例、規則どおりに支給



6月19日(金)19時30分より、夏季一時金に係る団体交渉（第2回）がもたれ、5月18日にわが組合が提出した「2020年度の夏季一時金に関する要求書」に対する回答が示されました。

区長会から、夏季一時金に関する要求には応えられる状況にないとして、現行の条例、規則どおりに支給することとして、特別給の水準については今後も国、他団

体の動向等を踏まえて慎重に検討していくとの回答でした。また、勤勉手当については、今後もそのあり方について検討していくとしたものの、現時点では適切なものと考えているとの考え方が示されました。

我われとしては、一時金関連要求について現行どおりとする回答に対して不満を表明し、その他の項目についても今後の労使協議によって解決を図るべき課題であることを申し述べ、夏季手当については、現時点においてやむを得ないと受け止めることとしました。

しかし、我われの抱える様々な課題や問題に対して、区長会のかたくなな姿勢や認識を改めさせるには、各支部からの闘いが大変重要となります。本部・地連・（総）支部が一体となって、納得のいく制度の確立に向け、全組合員の総力を結集して闘い抜きましょう。

夏季期末・勤勉手当支給率

【定年前職員】

期末手当	勤勉手当	支給月数計
1. 15月	1. 025月	2. 175月

【再任用職員】

期末手当	勤勉手当	支給月数計
0. 65月	0. 50月	1. 15月

2020年度夏季手当（第2回）団体交渉

1. 日 時 2020年6月19日（金）19時14分から19時27分

2. 場 所 東京区政会館20階203会議室

3. 出席者

区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、田中副区長会副会長（港区）、佐藤副区長会副会長（荒川区）、山口副区長会役員（千代田区）、佐藤副区長会役員（文京区）、宮崎副区長会役員（世田谷区）、白土副区長会役員（中野区）、山本副区長会役員（江戸川区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：鈴木人事企画部長（特人厚）、小池調査課長（特人厚）

小林勤労課長（特人厚）、金子副参事（特人厚）

清掃労組：

中里中央執行委員長、江森副中央執行委員長、西村副中央執行委員長、多田書記長、田口書記次長、森田常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、倉貫常任中央執行委員、坂部常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員、泉田常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。

さて、内閣府による今月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある」とし、また、その先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果

もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとし、引き続き警戒感を示しております。

国内経済が非常に厳しい状況にある中で、特別区の財政の先行きは、予断を許しませんが、特別区は、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していかなければなりません。

私どもは、この間、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりましたが、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、国、他団体の動向等を踏まえて、引き続き、慎重に検討してまいります。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

期末手当、勤勉手当の支給割合については、人事委員会の勧告を踏まえ、国や他団体の状況等を考慮した上で決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別給における欠勤等の取扱いに関する要求について申し上げます。

現行の制度は、他の給与制度との均衡や各休暇制度の趣旨等を考慮して構築しているものであり、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在の服務の状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、非正規労働者等の夏季手当に関する要求について申し上げます。

本年4月より、会計年度任用職員制度の運用が始まり、条例、規則の要件を満たす職員には、今月30日に、期末手当が支給されることとなりますので、私どもは、確実に対応してまいりたいと考えております。

次に、担当技能長職の配置について申し上げます。

皆さんからは、各区における制度の適正な運用を図るとともに、実態について、情報提供をするよう、要求をいただいております。

私どもは、現在、各区における昨年度の昇任選考の実施状況を取りまとめているところであります。この結果がまとまり次第、その内容について検証するとともに、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、勤勉手当の成績率について申し上げます。

私どもは、本日、各区に対し、勤勉手当の成績率の運用状況に関する調査を依頼したところでありますので、この調査結果については、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、雇用と年金の接続について申し上げます。

17日に閉会した通常国会に提出されていた「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は廃案となった一方で、「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議となりました。

このように、公務員の定年引上げの取扱いは、先行きが見通せない状況にありますが、私どもといたしましては、まずは、国の動向について、引き続き、注視してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員について申し上げます。

先ほども申し上げましたように、会計年度任用職員制度については、本年4月より、各区における運用が始まっております。

私どもは、今後、各区における会計年度任用職員制度の運用状況等を把握し、検証することを検討しておりますので、調査結果を取りまとめたときには、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

最後に一言申し上げます。

先月25日に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されましたが、職員の皆さんには、区民生活への影響を最小限に抑えるために、今なお、一丸となって、懸命に取り組んでいただいております。区長会として、改めて、厚く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、5月18日に私どもが提出した「2020年度の夏季一時金等に関する要求書」への回答が示されました。

夏季一時金について、私どもの要求に応えられる状況にはないと判断し、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことです。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発令された中でも、職員は、感染の危険を感じながら、社会機能として不可欠である清掃事業が一日たりとも滞らないよう、日夜奮闘してきました。

これから清掃事業は、梅雨期の長雨や年々その度合いを増す真夏の酷暑へと、一年を通じて最も過酷な作業環境を迎えます。収集職場においては、激しい降雨、強い直射日光、路面からの照り返し、収集車両の放熱により、また、清掃工場においては、高温多湿、焼却炉の放熱、気密型の作業服や防じん防毒マスク着用での長時間作業により、毎年のように熱中症にかかる職員が多数出ています。

このような中で、ただいま示された回答は、その他の要求も含めて、私どもの切実な要求に全く応えておらず、遺憾であると言わざるを得ません。

この際でありますから、いくつか申し上げます。

特別区の自治権拡充、地方分権改革を目指した都区制度改革の一環として、清掃事業が東京都から特別区に移管され20年が経過しました。

地方分権改革の本来の目的は、住民に身近なサービスの提供は、住民に身近な自治体が行うことを基本として、そのための政策を自治体現場の実情に見合った形で立案し、実行していこうとするものです。区民にとって

安全で安心な住環境を守る清掃事業は、自治の課題そのものです。

しかし、現実には、行財政改革の名の下に、合理化の対象とされ、安易な民間委託や非正規労働者の多用が進められています。

昨年の大型台風による大規模災害発生時には、各区より多くの清掃職員が被災地へ支援に向かいました。しかし、残念ながら、職員の不足から、全区態勢には至りませんでした。また、世田谷区と大田区については、被災という立場も経験しました。

今回の新型コロナウイルスに関しては、職員一人ひとりの「感染しない、させない」という強い信念により、23区の清掃事業を滞らせることなく、区民の衛生環境を維持しています。

こうした職員の努力は、メディアでも取り上げられ、数百を超える区民から、感謝の手紙が職員へ届けられました。これは、ごみ出しの困難な方に対する訪問収集や学校での環境学習、地域における住民とのコミュニケーション等、職員が不断の努力を積み重ねてきたことによるものであり、職員には、大きな励みとなりました。

この経験は、23区が目指す区民との協働や質の高い区民サービスの提供につながると確信しています。

区民サービスの向上に向け、日夜奮闘をしている職員が自信と誇りをもって職務に邁進できる賃金水準と人事制度の構築を求めます。

次に担当技能長職の設置についてです。

私どもがこの間、問題視してきているのは、各区における担当技能長職の運用状況であります。統一交渉で妥結したにもかかわらず、各区の都合で制度運用が捻じ曲げられることがあっては、労使の信頼関係が損なわれることとなります。

「現在、各区における昨年度の昇任選考の実施状況を取りまとめている」このことですが、早期の情報提供を求めます。

次に会計年度任用職員制度についてです。

各区において、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿った運用が図られていると思いますが、初年度ということもあり、注視していく必要があると考えています。

各区における運用状況の調査を予定しているこのことですが、こちらに

についても、早期の情報提供を求めます。

最後に、雇用と年金の接続についてです。

年金の支給年齢が64歳にまで引き上げられている中、一昨日に閉会した通常国会では、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」と「地方公務員法の一部を改正する法律案」が提案され、審議されてきました。法案の動向については、私どもとしても注目してきたところです。

私どもは、無年金期間における高齢者の賃金・労働条件の改善は、早急に取り組むべき課題と考えています。人事院からの意見の申出にあるように、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠とされるのであれば、それに見合った賃金・労働条件とすることは当然のことです。

以前から申し上げているように、高齢者の賃金・労働条件について私どもとの協議の場を早急に設置し、特別区に働く高齢者が、安心して区政に貢献できる制度を確立することを求めます。

時間が限られている中で、清掃事業全般といくつかの課題のみ申し上げました。基準日主義の廃止を始めとする一時金関連要求について、現行どおりとする回答は、遺憾と言わざるを得ません。

夏季一時金の支給月数については、支給時期も迫ってきており、現時点においてはやむを得ないものと受け止めますが、引き続き、今後の労使協議によって解決を図るべき課題であることを申し上げておきます。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、清掃労組の皆さんの考え方について、改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数については、私どもの判断をご了解いただきましてありがとうございます。

今年度の特別給については、今後、国、他団体の動向等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。